

## 防犯マニュアル

## 1. 防犯に関する基本方針

- ・事業所における防犯の具体的な方法や役割を明確にし、防犯体制を確立する。
- ・保護者や家族一体となった防犯体制により、地域全体で利用児を守る意識を高める。

## 2. 日頃から不審者の侵入防止の為に備えて安全対策を行う。

## (1) 日常の防犯に関すること

## ① 安全管理体制や施設整備の整備・安全点検

- ・来訪者を確認する。
- ・来訪者の入り口、動線を明確にしておく。

## ② 通所経路の設定・安全点検（危険箇所の把握）

- ・防犯カメラの設置（存在が解る表示をする）
- ・敷地・施設内外の巡視を行う。
- ・玄関の施錠を確実にを行う。（出入りごとに施錠）

## ③ 保護者や家族、地域、関係機関等との連携体制

- ・家族、関係機関が一体となった利用者の安全のための不審者情報等の情報ネットワークづくりに努める。

・危機管理に関する指導助言

・防犯に配慮した施設整備

・地域・自治体への支援

・関係機関との連絡調整

## ④ 安全教育・研修・訓練に関すること

・利用児の障害特性に応じた個別支援計画

・職員への研修

・防犯訓練及び検証

## 3. 緊急時発生時の対応

## (1) 対応手順・役割分担

- ・日頃から緊急事態に備えた役割分担や方法など体制を整えておく

## 【不審者侵入時の役割分担】

役割	担当
1. 全体指揮・外部との対応	(代表者取締役) (管理者)
2. 保護者への連絡	(児童発達管理責任者)
3. 避難誘導・安全確保	
4. 不審者への対応	
5. 応急手当・医療機関等	
6. 電話対応・記録	
7. 安否確認 (全体・施設内外巡視)	(防火管理責任者)

(2) 関係機関電話番号・通報文例（110番・119番）

《110番通報の要領》

110番通報をすると次のことを質問されます。落ち着いて、はっきりと答えましょう。

① 110番警察です。事件ですか？事故ですか？

「不審者の侵入です」

② いつ？

今！」「5分前！」など

③ どこで？

「田原本町唐子337 放課後等デイサービス ひまわり児童ファーム・はぐくみです。」

「三宅町石見478 生活介護事業所はぐくみです。」

④ 犯人は？

犯人の人数、服装、凶器の有無、車のナンバーなど

⑤ どうなっていますか？

けが人はいないが、被害者はどうしているかなど

⑥ あなたは？

通報者の氏名、電話番号など

※通報の際、自身の身の安全を確保し、不用意に犯人に近づかないようにしてください。

《119番の要領》

①種類 救急です。

②場所 住所は、田原本町唐子337 ひまわり児童ファーム・はぐくみです。

三宅町石見478 生活介護事業所 はぐくみ一ニです。

③近くの目標は、〇〇があります。

④通報者 私は、はぐくみの〇〇です。

電話番号は、0744-33-8993（ひまわり児童ファーム・はぐくみ）

0745-49-0673（生活介護事業所はぐくみ）

⑤被害状況 負傷者は〇人です。

負傷者の容態は〇〇の状態です。

※傷病者の状態を聞かれたら簡潔に伝える。

## 事故防止・事故対応マニュアル

### 事故防止・事故対応について

#### 1 目的

サービス実施を原因とする事故については、普段より事故防止に努め、万が一、事故・事件が発生した場合には、その状況を正しく見極め、適切に対応することが重要である。

#### 2 事故防止の基本事項

日常業務の中で事故を防止するため、施設内又は施設外における事故防止方策を検討するうえにおいて、職種、部署等を問わず、共通して認識しておかなければならない事故防止のための基本的事項を次に定める。

##### (1) 常に「危機意識」を持ち、業務にあたること。

業務は不確定要素が多く潜在し、常に危険と隣合わせにあります。

従事者はこの危険性を充分認識し、事故はいつでも起こりうるものであるという「危機意識」を持ち、業務にあたる必要があります。

##### (2) 利用者最優先の支援を徹底すること。

どのような事態においても利用者最優先の体制で業務にあたるのが不可欠です。質の良い支援は、利用者本位の支援から始まります。利用者への十分な配慮が欠けた時、事故が発生することを認識する必要があります。

##### (3) 支援においては、確認・再確認等を徹底すること。

すべての支援においては、事前に確認をすることが不可欠です。

確認する際は、自分一人ではなく、複数の者による確認を行い、また業務遂行の過程で疑問や理解不可能な事柄があれば、必ず事前に管理者やサービス管理責任者などと相談するなど、再確認をし、理解してから介護行為を行うことが必要です。換言すれば、従事者一人ひとりが「あたりまえのことをきちんとする。」ということの再認識が大切です。

##### (4) 円滑なコミュニケーションに配慮すること。

利用者とのコミュニケーションには十分配慮し、訴えを謙虚な気持ちで聞き、約束は必ず守るよう心がけることが大切です。

言葉遣いは丁寧でわかりやすく、誠意をもって対応し、利用者や家族への説明にあたっては、その内容が十分理解されるよう配慮することが必要です。

##### (5) 記録は正確かつ丁寧に記載し、チェックを行うこと。

諸記録の正確な記載は、事故の防止に役立つとともに、万一事故が発生した場合においても、適切な対処ができます。

記録は正確かつ丁寧に記載する習慣をつけるとともに、上司・先輩・同僚などのチェックを受け、介護の質の向上につなげることが大切です。

##### (6) 自己の健康管理と職場のチームワークを図る。

従事者は、自己の肉体的・精神的状況を客観的に評価し、不調の場合は、特に慎重な態度で従事するよう心がける必要があります。